

令和4年度きょうとこどもの城づくり事業(ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業)実施に係る運營業務についての質疑・回答

番号	質問内容	回答
◆生活充実通年型への参加資格について		
1	現在、アウトリーチ型のこども宅食事業を実施していますが、その支援対象家庭において、様々な問題を抱えていることから、常に子どもたちやその親が集える居場所を作りたいと考えています。 募集要領に「本事業を初めて受託しようとする場合は、原則、休日等通年型又は夏休み等短期型(別途募集)に限る。」とありますが、サポート充実のため生活充実通年型への参加は可能ですか。	最終的には提案内容や実績から総合的に判断しますが、原則、生活充実通年型を実施するためには、本ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業における休日等通年型又は夏休み等短期型の実績が必要です。
2	新規参入の場合は原則休日通年型又は夏休み等短期型になるとありますが、京都府補助事業として子ども食堂を実施しているなど長年地域福祉に関わっており、保健センター、行政、職親、ひきこもり支援やスクールソーシャルワーカー等と繋がりがあがるのですが、これらの実績により、生活充実通年型での参加は可能ですか。	
◆支援の対象者についての質問		
3	「原則として、ひとり親家庭の親と子(主に小学生とする。)及び養育者家庭の親と子」とあり、主に小学生を対象としますが、その中に中・高校生も含まれても大丈夫でしょうか？	小学生が主たる対象であれば、中・高生が支援対象に含まれていても差し支えありません。
◆開設準備経費について		
4	新規で居場所を開設するにあたって、開設準備経費を既存建物の増築費用に充てることは可能ですか。可能であれば、既存建物の建築確認や登記簿謄本等の公的書類は必要ですか。	居場所開設のための既存建物の増築費用についても、開設準備経費を充てることは可能です。なお、既存建物の建築確認や登記簿謄本等の公的書類は応募のための必須書類ではありません。おつて、開設準備経費で購入した備品や建物改修について、国の定める減価償却期間内に事業を廃止した場合、減価償却の残額を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。
◆支援スタッフについて		
5	本事業の支援スタッフは固定給が生じる正職員か、時給のパート職員か、どちらで募集すべきですか。また、パートで良い場合、出勤簿やタイムカード等の準備が必要でしょうか。	正職員、パート職員のどちらでも、本事業に係る人件費については、対象経費とすることができます。なお、出勤簿等の労務管理については、労働局へ確認の上、適切に管理してください。
◆記録の整備等について		
6	家庭ごとに利用申し込み書や利用契約を交わす必要はありますか。また、子どもひとりひとりの個別援助計画や提供記録は必要ですか。	利用契約の締結などは不要ですが、利用者世帯・児童の名簿を作成してください。また、個別援助計画の策定は必要ありませんが、相談支援を実施した場合はその記録を作成してください。
◆リスクマネジメントについて		
7	事業保険には加入をしているのですが、居場所づくり専用の保険等の加入は必要ですか。また、万一の事故等で通院や入院等になった場合、事業保険の他、運営元としてのバックアップ等がありますか。	本事業の実施内容に対応できる保険であれば、現在加入されている保険でも差し支えありません。なお、事故等への対応については、原則、各団体で加入する保険により対応してください。